

理 由 書

本理由書は、草加都市計画道路の変更について理由を示したものです。

I. 草加都市計画区域の位置等

草加都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南東部に位置しています。

また、草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。

【3・3・48号 八潮三郷東西線】

本路線は、八潮市大字大曾根を起点とし、八潮市大字南川崎字根通に至る延長約2,770m、幅員27mの幹線街路です。

II. 変更の理由

都市計画道路の見直しに伴い、草加三郷線と八潮三郷東西線の道路構造を検証したところ、平面交差に変更した場合においても交差点の処理が十分可能であることから、当該交差点の構造を立体交差から平面交差に変更するものです。

また、交差点の構造の変更に伴い、延長及び一部区域を変更するものです。

併せて、車線数を4と定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・48号 八潮三郷東西線	約2,740m (約2,770m)	4車線 (一)	27m	・延長の変更 ・交差構造の変更 ・一部区域の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（埼玉県決定）
- ②用途地域（八潮市決定）
- ③地区計画（八潮市決定）